



各位 殿

平成19年3月9日

件名：輸入木材こん包材に対する植物検疫4/1より開始

2007年4月1日陸揚げ又は荷卸しされる貨物より、国際基準(ISPM No.15)に基づく処理表示をしていない木製梱包材は植物検疫の対象となります。

法改正が正式決定し、4/1からいよいよ始まる木製梱包材規制。国際基準に基づく処理表示をしていれば検疫対象から外れ、税関及び農林水産省植物防疫所へ証明書類を提出する必要は一切ありません。しかし、パレット・ケース・クレート・スキッドの他、留め木・当て木・固定材に至るまで処理表示が必要となっています。(合板、ベニヤ等加工処理された木材は除く)植物防疫所によると、処理表示の有無を確認するのは輸入者の義務としています。よって、輸出者並びに海外取引先へ規制に関する情報を早急に周知徹底し、輸入貨物に処理表示が入っていることを確認していただくかなければなりません。

もし処理済でない木製梱包材が入ってきたらどうなるのでしょうか？ 植検申請を行うか、廃棄・消毒・返送するかを輸入者が選択することになります。植検に合格すれば貨物は引き取れますが、いずれの場合でも無駄な費用が発生することは間違いありません。さらには納期遅れの心配も出てきます。費用と時間にリスクを負うことを考慮して、事前に検疫対象から外れるように対策を立てておくべきでしょう。

では、4/1以降の実際の検疫体制はどうなのでしょう？ 3/8に開催された説明会においては確立された運用ルールははっきりと示されませんでした。正式に実施とは言っても手探り状態で始まるようです。植物防疫所では実際どのくらいの件数が植検申請されるのか予測出来ていないそうです。全てはこれを把握するところから始まり、落ち着いた頃に検疫体制に変化が出るものと予想されます。

その中でも個別に運用ルールが示された点もあり、注意すべき事例を挙げておきます。まず問題が予想された混載コンテナ(LCL)貨物の場合ですが、未処理の木製梱包材が出てきてもCFSデバン作業を中止することはありません。通常植検対象貨物が出てきた場合は作業を中断し検査が終了するのを待たなければなりません。しかし木製梱包材が対象となる植検については、そのままデバン作業を進めて構わないとの見解が出ています。しっかりと処理表示をしていれば、他の荷主の貨物に影響を受けず貨物を引き取ることが出来ます。次に税関検査時に違反が発覚する場合ですが、検査が終了しても税関の輸入許可が下りません。植検申請等を行い、合格した後に輸入許可となります。よって、余計な費用が発生するだけでなく、貨物引取りも遅れてしまいます。

植物防疫所のHPには参考資料が掲載されています。こちら是非御覧下さい。

日本語版 http://www.pps.go.jp/konpozai/pamp/j_pamp.pdf (PDFファイル 1.42 MB)

英語版 http://www.pps.go.jp/konpozai/pamp/e_pamp.pdf (PDFファイル 792 KB)

中国語版 http://www.pps.go.jp/konpozai/pamp/c_pamp.pdf (PDFファイル 1.11 MB)

株式会社 共同フレイターズ(通関業、国際複合輸送業)

営業部 : TEL : 03-5418-6371 / FAX : 03-5418-6377

カスタマーサービス部 : TEL : 03-5418-6372 ~ 3 / FAX : 03-5418-6380

横浜支店 : TEL : 045-211-2001 / FAX : 045-211-2000

URL : <http://www.kau.co.jp>

輸入木材こん包材の検疫措置に関する概略図

